

那須町道路整備指針

～次世代へ向けた道路整備～



令和 8 年 4 月

建設課

那 須 町 道 路 整 備 指 針

1 目的

本指針は、最も身近な地域住民の生活道路である町道を、限られた財源の中で整備するにあたり、町が直面している課題の解消や各分野における施策に資する路線の整備を明確にすることで、整備効果を確認しつつ、安全・安心で効果的な道路整備を推進していくための方向性を示すものです。

2 現状と課題

本町の道路交通網は、町の中央部を縦貫する東北縦貫自動車道及び一般国道4号、東南部における一般国道294号を機軸とし、これらの国道を結ぶ県道と、それらを補完する町道により道路ネットワークが形成されています。

東北縦貫自動車道や国道は、物流や観光振興等における大動脈としての役割を担っており、災害時には、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として、第一次緊急輸送道路にも指定されています。町では、渋滞対策及び防災・減災対策を踏まえて、安全・安心な道路利用環境のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道の6車線化や国道4号の4車線化について継続的に要望活動を行っています。

県道については、近隣市町とを結ぶアクセス道路としての役割のほか物流、観光、防災等において重要な役割を果たしています。県道利用者のさらなる利便性向上を図るため、既存路線の整備改善やバイパスの検討など総合的な対策が求められています。

町道は、地域住民の生活道路として、657路線、実延長約605kmが縦横に網羅されていますが、通学路の歩道等が未整備であることや危険箇所が依然として多くあることから、利用状況に応じた道路改良や局部改良、維持補修が必要となっています。また、広大な町域には多数の観光資源や農林業、商鉦工業など地域経済の発展に繋がる産業が形成されていることから、振興を高める道路整備も求められています。さらに、近年激甚化・頻発化している自然災害への対応として、防災・減災、国土強靱化対策のさらなる推進が求められており、従来の局所的対策に加え、道路ネットワークの整備等による抜本的な事前防災対策や予防保全による橋梁等の老朽化対策が必要となっています。

なお、人口減少・少子超高齢化社会の進展は深刻な課題となっているため、

子どもや高齢者など誰もが安心して円滑に移動できるよう、公共交通とも連携した道路整備が必要となっています。

3 基本的な考え方

現状と課題から、分野ごとに真に必要な路線を選定し、整備することを基本にしながら、将来的に町の振興・発展に繋がる道路ネットワークの構築を踏まえた整備路線も登載し、次の基本的な考え方に基づき関係機関と連携を図りながら事業を推進することとします。

- (1) 暮らしを快適にする道路整備
(生活道路、通学路など住民生活を考慮した道路整備)
 - (2) 産業振興を支える道路整備
(観光や農林業、商工業など各分野の施策に寄与する道路整備)
 - (3) 防災・減災に繋がる道路整備
(避難所周辺、緊急輸送道路を補完する道路整備、耐震化)
 - (4) 機能を維持する道路整備
(老朽化・長寿命化対策、省エネへの転換)
- 以上を考慮し、道路整備5ヵ年計画等を別途定める。

4 整備の位置付け

道路整備を実施する上で、財政状況や各路線の利用状況を見ると町道全ての路線に対し同一の施策を講じていくことは現実的ではないため、各路線の性質や実情を考慮し、町の振興・発展に繋がる施策との連携や交通安全など、分野ごとに整備の位置付けを明確にしたうえで、必要に応じた整備を進めます。

5 道路整備の考え方

本指針において、道路整備とは次の事項のとおりとします。

- (1) 道路改良・局部改良（車道、歩道等の新設改良・局部改良）
・・・・・・・・道路整備5ヵ年計画
- (2) 舗装、道路附属物修繕（舗装再整備、オーバーレイ、排水施設・法面・路肩等の修繕・再整備）
※クラック補修、側溝の蓋版取替等小規模な修繕を除く
・・・舗装修繕、道路附属物修繕5ヵ年計画、舗装長寿命化修繕計画等
- (3) 橋梁整備（新設及び架け替え）
・・・・・・・・道路整備5ヵ年計画、橋梁長寿命化修繕計画

(4) 橋梁補修（橋梁を維持するために必要な点検・補修）

・・・・・・・・橋梁長寿命化修繕計画

6 道路整備基準

地域の実情に応じて、「道路法（道路構造令）」の幅広い運用により、柔軟かつ効果的な整備を推進することとします。

- (1) 道路改良については、道路構造令に基づき、原則として整備幅員は7.0 m（両側側溝を基本とし地形により片側側溝）とする。
- (2) 局部改良については、基本的に道路構造令に基づくものとするが、必要に応じて地域の実情に応じた交通機能を早期に確保するため、待避所設置、視距改良、路肩整備等の点的整備による1.5車線の整備を行う。なお、既設町道の側溝整備は、原則として、幅員4 m以上の路線を実施することとする。
- (3) 歩道整備については、小・中学校及び保育園等の公共施設が近隣にある場所を優先的に行うこととし、道路構造令に準拠した整備を基本とするが、地域の実情によっては、自転車通行帯や堆雪帯などを兼ねた多機能的な路肩拡幅も検討しながら整備を行う。
- (4) 道路維持補修については、舗装の打ち換え又はオーバーレイ等による路面の舗裝修繕や、路肩、側溝、交通安全施設等、維持管理上必要な整備を行う。

道路改良事業の標準断面

